4　支出の内訳
経常経費　3,916,371
人件費　902,660
光熱水費　118,208
備品・消耗品費　807,681
事務所費　2,087,822
政治活動費　4,326,350
組織活動費　206,350
調査研究費　70,000
寄附・交付金　4,050,000

**闘清塾**
報告年月日　25. 1.28（24.12.31解散）
1　収入総額　15,796
本年収入額　15,796
2　支出総額　15,796
3　本年収入の内訳
借入金　15,796
中尾　　清　15,796
4　支出の内訳
政治活動費　15,796
機関紙誌の発行その他の事業費　15,796
宣伝事業費　15,796

**同和同志会**
報告年月日　24.12.26（24.12.25解散）
1　収入総額　45,770
前年繰越額　45,770
2　支出総額　0

**日本精神塾**
報告年月日　25. 1. 4（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

**ひだか剛後援会**
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　樋高　　剛
公職の候補者に係る公職の種類　衆議院議員
報告年月日　25. 2.26（24.12.31解散）
1　収入総額　602,517
前年繰越額　602,502
本年収入額　15
2　支出総額　602,517
3　本年収入の内訳
その他の収入　15
一件十万円未満のもの　15

4　支出の内訳
経常経費　36,750
事務所費　36,750
政治活動費　565,767
寄附・交付金　565,505
その他の経費　262

**「法」治国家から「心」治国家へ**
報告年月日　25. 2. 7（24.12.31解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

**三ツ矢憲生東京後援会**
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　三ツ矢憲生
公職の候補者に係る公職の種類　衆議院議員
報告年月日　25. 2.21（24.12.31解散）
1　収入総額　22,999,542
前年繰越額　10,307,589
本年収入額　12,691,953
2　支出総額　22,999,542
3　本年収入の内訳
機関紙誌の発行その他の事業による収入　12,690,000
三ツ矢憲生君と語る会　12,690,000
その他の収入　1,953
一件十万円未満のもの　1,953
4　支出の内訳
経常経費　82,267
人件費　25,000
事務所費　57,267
政治活動費　22,917,275
機関紙誌の発行その他の事業費　2,490,077
政治資金パーティー開催事業費　2,490,077
寄附・交付金　20,427,198
5　特定パーティーの概要
三ツ矢憲生君と語る会　12,690,000　都・港区（332人）
6　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
三ツ矢憲生君と語る会
（団体からの対価の支払）
理研ビタミン㈱　300,000　千代田区
ダイセーロジステ　1,000,000　文京区
ィクス㈱

**明孝社**
報告年月日　25. 2. 1（24.12. 1解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

**渡辺孝男後援会**
国会議員関係政治団体の区分　法第十九条の七第一項第二号
公職の候補者の氏名　渡辺　孝男
公職の候補者に係る公職の種類　参議院議員
報告年月日　24.12.26（24.12.20解散）
1　収入総額　42,000
本年収入額　42,000
2　支出総額　42,000
3　本年収入の内訳
寄附　42,000
個人分　42,000
4　支出の内訳
経常経費　42,000
事務所費　42,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間五万円以下のもの　42,000

## ○総務省・経済産業省告示第三号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和五十一年自治省・通商産業省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年八月三十日

総務大臣　新藤　義孝
経済産業大臣　茂木　敏充

第二号の二中「三千七百四十番十二まで」の下に「、三千七百四十番十六から三千七百四十番二十まで」を加え、第三号中「、三十七番地の一」を削り、「、三百二番地の三」を「から三百二番地の四まで」に改め、第六号中「一番二十四まで」を「一番二十五まで」に、「二番四十四まで」を「二番四十六まで」に改め、第十三号ロ中「、六千二百二十三番地六十一」を「から六千二百二十三番地六十二まで」に、「、十三番地」を「、十三番地二から十三番地八まで」に、「十六番地二十八まで」を「十六番地六まで、十六番地八から十六番地二十八まで」に改め、十五号イ(2)中「、三番四」及び「、四番六、四番七」を削り、第三十四号ロを次のように改める。

ロ　愛知県知多郡武豊町の次の区域
(1)　字石川二百二十六番の区域
(2)　字一号地五番、五番二、五番三、五番七、五番八、五番十一から五番十五まで、六番一、六番二、六番七、六番九、六番十、六番十二、七番一、七番二、七番六、七番八、七番十、七番十一、十一番一、十一番三から十一番五まで、十一番九から十一番十二まで、十一番二十から十一番二十五まで、十一番二十七から十一番二十九まで、十一番三十一、十一番三十五、十二番一、十五番、十七番一から十七番十二まで、二十二番一及び二十二番二の区域

第四十九号ロ中「、百十八番地の一から百十八番地の六まで」及び「、百二十七番地の一」を削り、第五十二号イ(2)中「、二千三百四番十八」を「から二千三百四番二十まで」に改め、第五十五号イ(1)中「五百四十一番地の二百六十二」を「五百四十一番地の二百六十二並びに」に改め、「並びに港町一丁目十五番地の二十八及び十五番地の三十二の区域」を削り、同号イ(2)中「千九百七十八番の百一」の下に「、千九百七十八番の百四」を加え、第六十三号(1)中「、七十七番地の四十」を「から七十七番地の四十二まで、七十七番地の四十四、七十七番地の六十五」に改め、同号(2)中「千六百四十九番地の一」の下に「、千六百四十九番地の二」を加え、第七十一号の三を次のように改める。

七十一の三　串木野地区